

事業計画書に対する知事意見書

3資第156-3号
令和4年(2022年)3月10日

株式会社信州ウェイスト
代表取締役 小林 源吾 様

長野県知事 阿部 守一

令和3年11月5日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画書 (一般廃棄物処理施設の設置許可、変更許可及び産業廃棄物処分業の変更許可)

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14017番地84、14017番地41	
廃棄物の処理施設の種類	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設(圧縮梱包施設) ○中間処理施設(圧縮梱包)	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○一般廃棄物 廃プラスチック類、紙くず ○産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	(1) 廃プラスチック類、紙くずの圧縮梱包施設 廃プラスチック類 84.4t/日(8)時間 紙くず 117.04t/日(8)時間 (2) 廃プラスチック類の圧縮梱包施設 廃プラスチック類 6.0t/日(8)時間	
変更の概要	新	旧
	○一般廃棄物処理施設の位置の変更 ○圧縮梱包する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず	○圧縮梱包する産業廃棄物 廃プラスチック類

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。